

CVRI Report Vol.6

2006 / 4 / 12

ストックオプションの費用処理について考える(3)

今回は「ストックオプションの費用処理について考える(2)」の続きです。

一般的にブラック・ショールズ式や二項モデル、三項モデルを使用した算定技法であれば、上記の基礎数値(株式オプションに共通する特性)を考慮したことになると考えられます。

一方、ストック・オプションに共通する特性をいかに算定技法に反映するかは様々な考慮が必要であると考えられます。適用指針では、ストック・オプションに共通する特性として、譲渡が禁止(制限)されている点をあげ、次の方法により公正な評価単価の算定に用いる算定技法に反映することとしています。

- (1)連続時間型モデルによる算定技法(例えばブラック・ショールズ式)を用いる場合には、オプションの満期までの期間に代えて、算定時点から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間(予想残存期間)を用いる。
- (2)離散時間型モデルによる算定技法(例えば二項モデル、三項モデル)を用いる場合には、算定時点からオプションの満期までの期間全体の株価変動を想定した上で、株価が一定率以上に上昇した時点で権利行使が行われるなど、従業員等の権利行使等に関する行動傾向を想定する。

さて、過去 3 回に渡ってストックオプションの費用処理について考えてきましたが、まとめとしては以下のようになります。

【まとめ】

ストック・オプションの公正評価単価を算定する際は、株式オプションに共通する特性を算定技法に反映しなければならず、ブラック・ショールズ式や二項モデル、三項モデルを使用した算定技法であればその要件を満たすと考えられる。

権利確定の見込数(すなわちストック・オプションの付与数から失効の見込み数を控除した数)に関する要素は、公正評価単価の計算には反映させず、付与するストック・オプション数の見積りに反映させる。

本レポートに掲載されております情報は、内容及び正確さに細心の注意を払ひ、万全を期しておりますが、人為的なミスや機械的なミス、調査過程におけるミスなどで誤りがある可能性があります。株式会社企業価値総合研究所では、当該情報に基づいて被ったいかなる損害についても一切の責任を負うものではありません。

本レポートおよび当社が提供するすべての情報について、当社の許可なく転用・販売することを禁じます。

Copyright (C) CVRI. All Rights Reserved.

ストック・オプションに共通する特性である譲渡が禁止(制限)されている点を公正評価単価の計算に折り込まなければならない。その方法は、算定技法毎に異なるので注意が必要である。

一部ではストックオプションの費用処理がされるようになると、従業員のインセンティブプランとしてストックオプションを利用する会社がほとんどなくなるのではないかと、という意見がありますが、アメリカの例をみても必ずしもそうではないと思います。もちろん、会計基準改正でストックオプションの利用自体は減少すると予想されます。しかし、費用処理額をゼロにすることはできませんが、ストックオプションの設計や行使条件を工夫することによって費用処理額を低減することは可能です。

また、目標達成に対する報酬として賞与、臨時賞与だけでは、従業員としては物足りないでしょうし、キャッシュの乏しい会社では依然としてストックオプションは魅力的な制度であることに変わりはないといえます。